

Monthly 9

組合活性化情報 Information For Small Business Association

Tochigi

2024
vol.676

Pick up!
P1-3

外国人技能実習制度の見直しと 「育成就労制度」の概要について



・ Contents ・

P4. 組合NEWS

- ・ 鬼怒川・川治温泉旅館協同組合
- ・ 協同組合タロカ
- ・ 一般社団法人栃木県自動車整備振興会
栃木県自動車整備商工組合

P5. FLASH

P6~7. 景況レポート (令和6年7月)

P8~9. よろず支援拠点コラム

P10. 組合ニッポン!めぐり旅/Q&A

P11. 関係機関からのお知らせ

P12. 中央会からのお知らせ



外国人技能実習制度の見直しと「育成就労制度」の概要について

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されます（令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

今回の特集では、育成就労制度のイメージやスケジュール等についてまとめましたのでご参照ください。

育成就労制度の目的

「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。

育成就労計画の認定制度

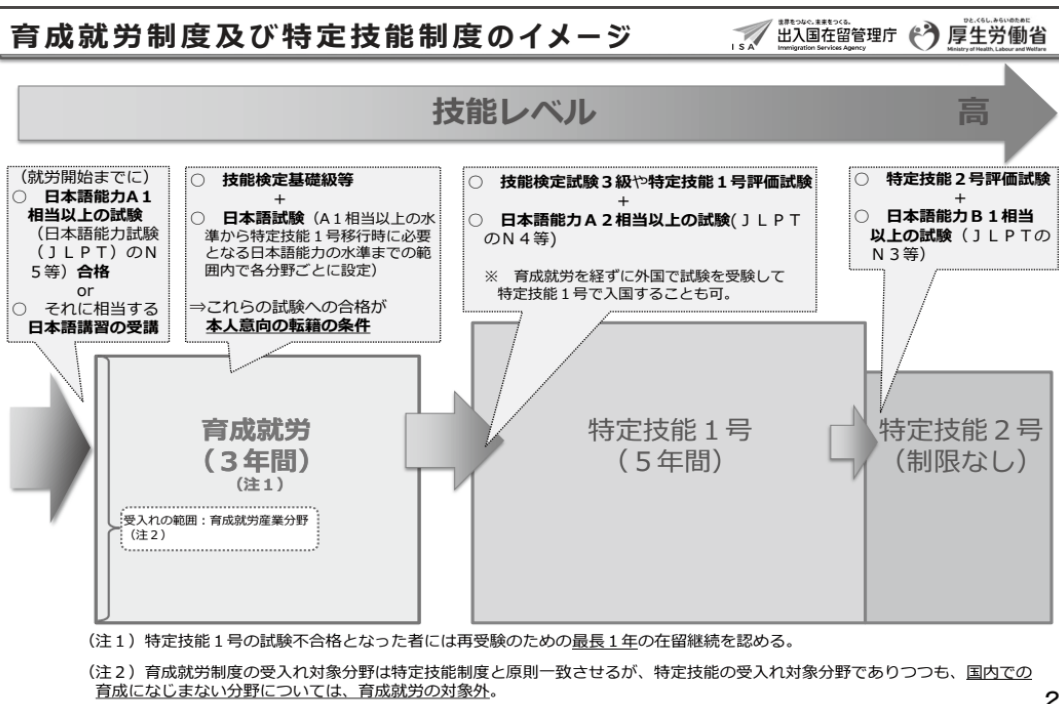
育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。

監理支援機関の許可制度

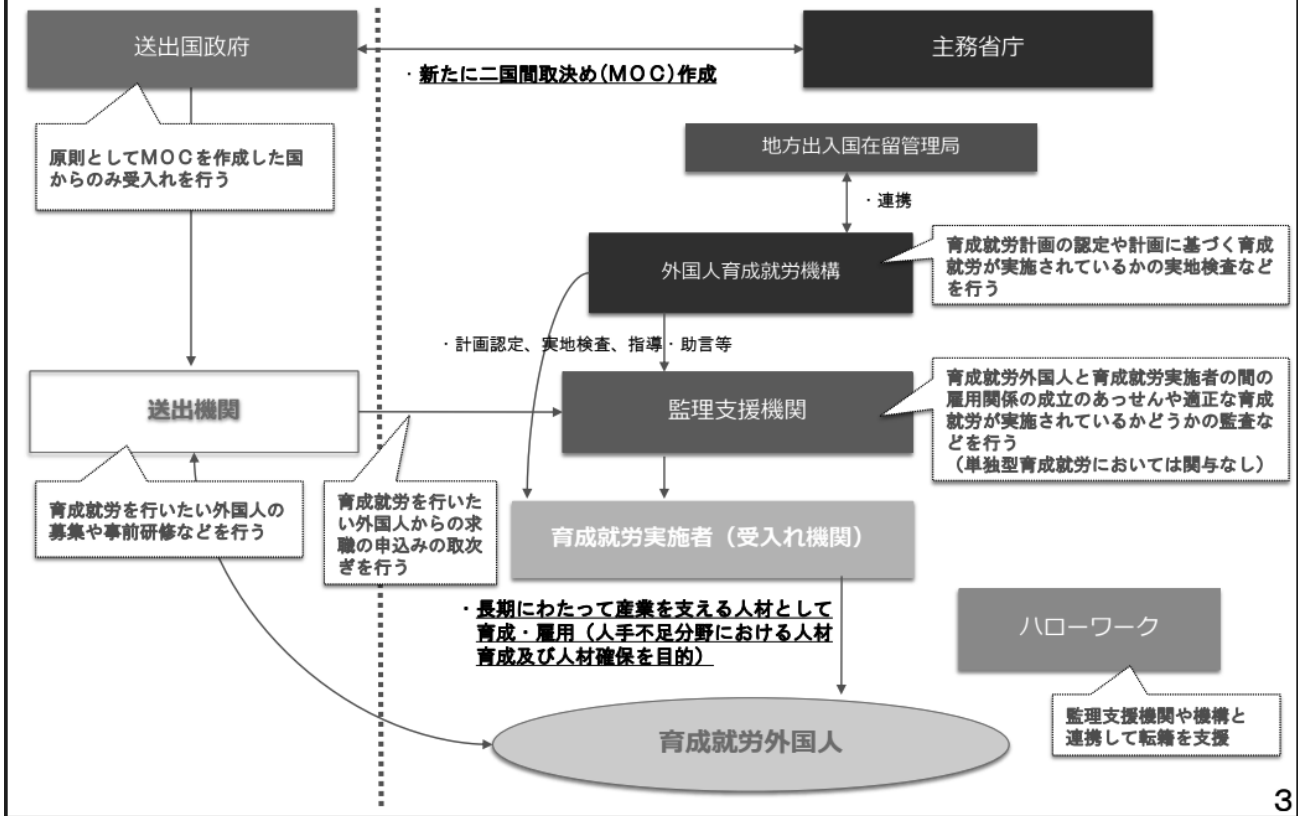
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや受入環境整備の取組

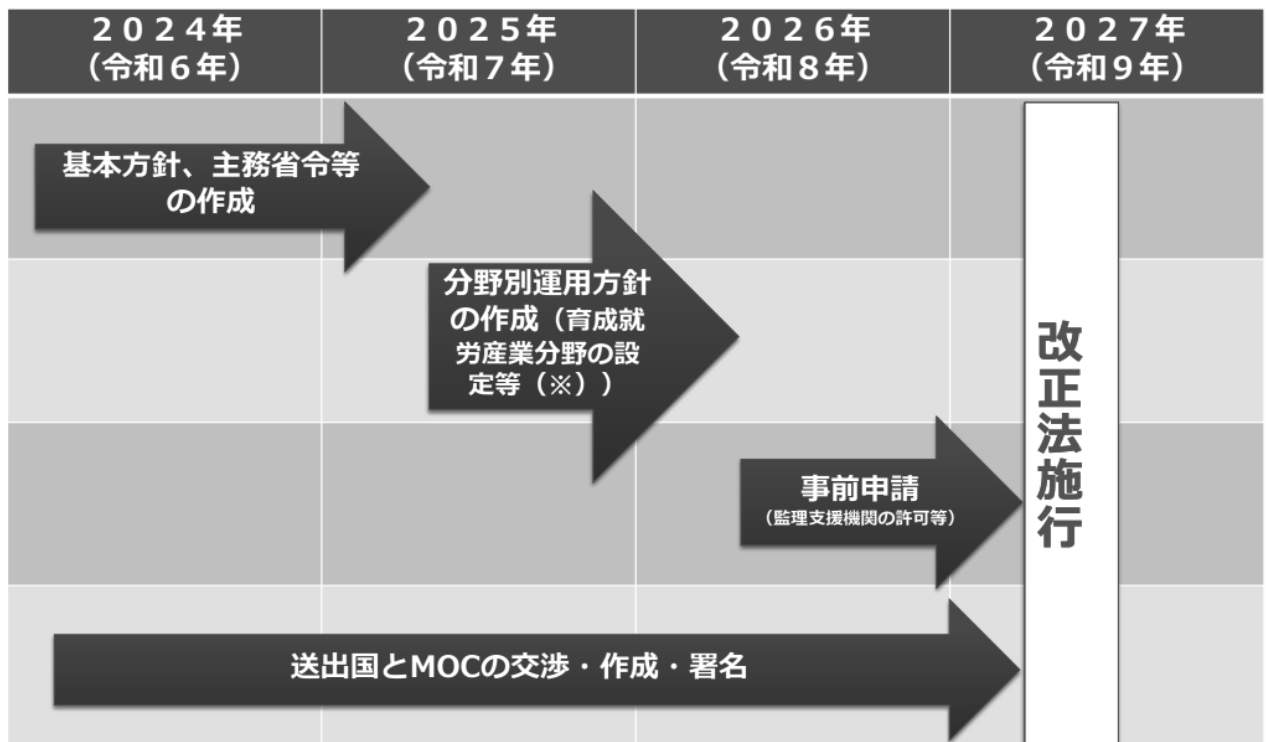
- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



育成就労制度の関係機関のイメージ¹



施行までのスケジュール (予定)

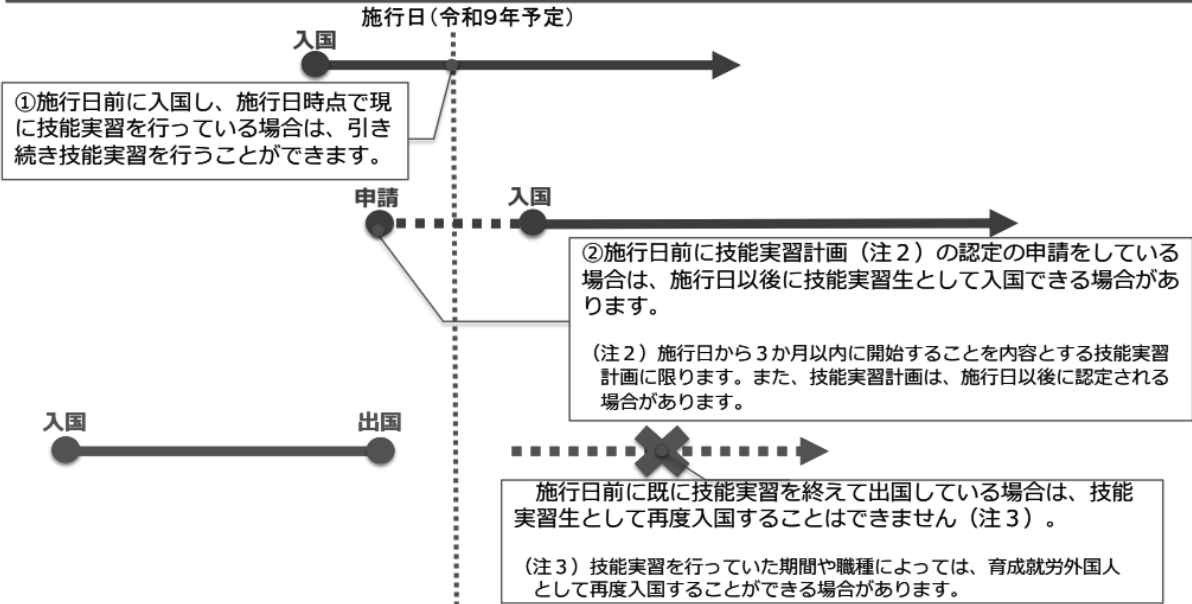


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



参考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

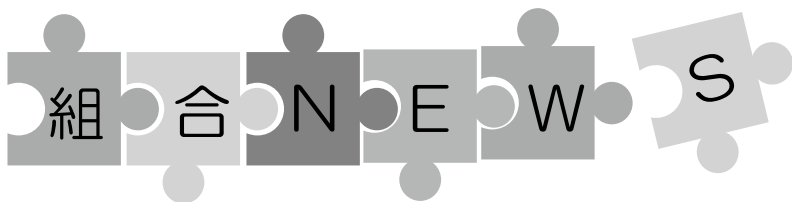
- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの		<参考>日本語能力試験 (JLPT)	<参考>日本語基礎テスト (JFT-Basic)	<参考>就労場面での「できることリスト」 [厚労省・外国人就労・定着支援事業]	<参考>英検とCEFRとの対応 (英検協会HPより)	
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	-	-	-	
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	(N1~N3) ※	-	1級	
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。		-	-	1~準1級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。		-	-	準1~2級
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4 ※	合格	顧客等とのやりとりが不明なことがあった場合、上司等が助けてくれば実施可能な業務 レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など	2~準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	(N5) ※	-	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務 機械オペレーター顧客が少ない場所で行う商品陳列、キッチン内で行う調理業務 など	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※日本語能力試験のN5~N1のレベルと「日本語教育の参照枠」の各レベルとは対応付け実証作業中で上記対応付けは暫定表示（2025年第1回（7月）試験より発表予定）。

※本件について詳細をお知りになりたい方は、出入国在留管理庁（法務省）ホームページをご参照ください。
◆出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律
https://www.moj.go.jp/isa/01_00461.html



■ スペースX1周年 女将の会が感謝のお出迎え 鬼怒川・川治温泉旅館協同組合

7月15日、東武鉄道のスペースX運行開始1周年を記念し、当組合の女将の会が鬼怒川温泉駅構内で到着客のお出迎えを行いました。

スペースXは昨年7月15日に登場した浅草～日光・鬼怒川方面をむすぶ新型特急であり、長年利用者に愛されてきた特急スペースの伝統を継ぐものとして位置づけられています。鹿沼市の伝統工芸である組子に用いられる幾何学模様をイメージした意匠や、日光東照宮の陽明門を意識した胡粉塗りのようなカラーリングが特徴です。

当日は女将の会のメンバー8名をはじめとした関係者約30名が参加し、午後2時32分の便で到着したお客様にうちわやスペースXの時刻表などのノベルティを手渡しました。



■ 創立総会を開催

7月29日、大田原市にて「協同組合タロカ」の創立総会が開催されました。

当組合は、とび・土工・コンクリート工事業及び熱絶縁工事業の事業者4名によって構成され、消耗品等の購買や建築工事の受注斡旋等の事業に取り組むことで、個々の企業では対応が難しいコスト削減や経営の合理化を図り、組合員の雇用の維持及び経済的地位の向上を目指していきます。また、国内で培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を目的とし、外国人技能実習生共同受入事業にも取り組んでまいります。

協同組合タロカ



■ 日整連・整商連会長に喜谷辰夫氏が就任

去る6月21日、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）の第116回定時総会、及び同商工組合連合会（整商連）の第99回通常総会が第一ホテル東京にて開催され、任期満了に伴う役員改選の結果、栃木県の振興会会長・商工組合理事長である喜谷辰夫氏が両連合会の会長に選出・就任されました。

喜谷氏は、「自動車整備業は、クルマ社会を支えるうえで基盤となる業界である。地域の経済や社会にとって欠かせない存在として継続的發展を目指し、時代の変化を乗り越えて成長することができるように全力で取り組んでいく」と決意を述べられました。

中央会といたしましても、長年の歴史を有する全国組織の栄えある会長職就任を心よりお祝い申し上げますとともに、今後一層のご活躍をご祈念いたします。

一般社団法人栃木県自動車整備振興会 栃木県自動車整備商工組合



FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

▶▶ 連携組織等活性化支援事業（とちタッチ開発グループ）

7月23日、「とちタッチ開発グループ」を対象に、標記事業を開催しました。

講師として関西学院大学 兼任講師 勝瀬典雄氏を迎え、開発製品の販売戦略について検討を行いました。

当グループの開発品である「とちタッチ」は、本会が過年度に実施した異業種連携事業をきっかけに発明された塗材であり、いずれも栃木県産の原材料として、吸水性に優れる「大谷石」と調質・耐火性に優れる「漆喰」を掛け合わせていることが大きな特徴です。これまで数年間にわたり、任意団体として開発品のブラッシュアップや販路開拓等の研究を進めてきました。

勝瀬氏より、「任意団体としての活動を、メンバー各社の本業に結びつけるためのビジネスモデルを構築すること」「他社に負けない技術力等を活かし、ブランディングを図ることが重要」といったアドバイスをいただきました。



▶▶ 中連携組織等活性化支援事業（かぬまシウマイ会）

8月21日、鹿沼商工会議所において「かぬまシウマイ会」を対象に標記事業を開催しました。

当日は「かぬまシウマイ」に関連する飲食店や関係機関等が参加し、同会議所 会頭 片柳伸一氏による挨拶として、「“シウマイを通じたまちおこし”の更なる実現に向け、法人等を含む組織化について理解を深めていきたい」と述べられました。

講師として株式会社商業タウンマネジメント 代表取締役 東朋治氏を迎え、「かぬまシウマイによる地域おこしと組織化に関して」をテーマにご講演いただきました。

「稼ぐ地域おこし」の実現には“人流”が必要であり、そのためには地域資源を“経営資源”に発展させ、行きたくなる町（街）としての魅力を高めていくことが重要とのことでした。また、組織化のポイントとして、ターゲットを明確にしながら事業を構築すること、参入障壁を低く設定すること、設立してから成功するまでの運転資金をどのように確保するかがカギとなることを述べられました。



～「かぬまシウマイ」について～

横浜の名物駅弁でも知られる「崎陽軒」のシウマイ・・・その初代社長である野並茂吉氏のふるさととは鹿沼市であり、「かぬまシウマイ」の原点となっております。

「鹿沼をシウマイの街に」という想いの下、市内の飲食店では個性豊かで様々なスタイルのシウマイが提供されています。詳しくは公式HPをご覧ください。

◎かぬまシウマイドットコム

<https://www.kanuma-shiumai.com/>

景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和6年7月分

7月の県内DI値は、前月と比較して、売上高は11.5ポイント、収益状況は3.8ポイントそれぞれ上昇する一方で、業界の景況は-1.9ポイント下降して若干の悪化が見られた。

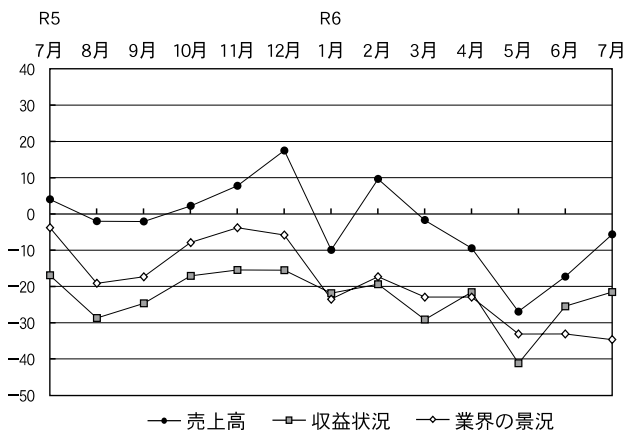
政府による電気・ガス代抑制策が5月に縮小したことを受けて、エネルギー価格が上昇。また、賃金上昇分の価格転嫁も進み、今後も物価高の流れは継続すると考えられる。内需主導による個人消費の増大及び賃上げや設備投資の拡大が期待されるが、必ずしも中小企業においては好循環に結び付かず、むしろしわ寄せが増えることが懸念されている。

景況天気図（前年同月比のDI値）

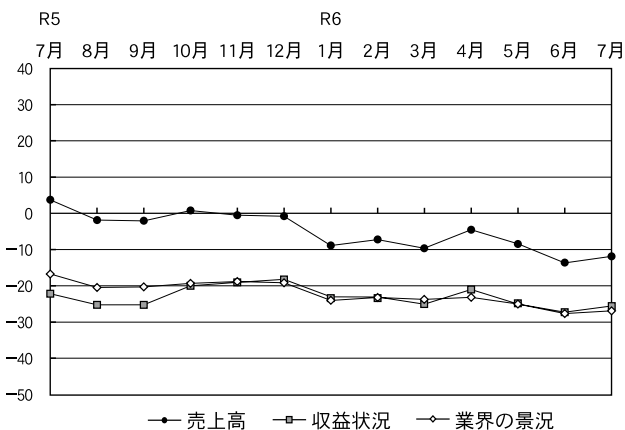
	全体	製造業	非製造業
売上高	-5.8	0.0	-11.1
在庫数量	-5.7	0.0	-20.0
販売価格	25.0	32.0	18.5
取引条件	-9.6	-12.0	-7.4
収益状況	-21.2	-16.0	-25.9
資金繰り	-11.5	-12.0	-11.1
設備操業度	-8.0	-8.0	
雇用人員	-5.8	-4.0	-7.4
業界の景況	-34.6	-40.0	-29.6

DI値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

30以上	10以上 30未満	-10以上 10未満
-30以上 -10未満	-30未満	

製造業	食料品		組合員及び地区内の飲食店において、人手不足問題が出ている。求人をかけても応募がほとんどない状況が続いている。地区内の飲食店では、ホール係が集まらなく、ご夫婦ではお店が回らなくなり派遣会社に依頼し、時給1500円の土日月のみの営業で対応している。地元のサービス業においては、経営者の高齢化と後継者不足が原因で、廃業も増えている。県内の観光地では、外国人の観光客は多いが、お金をあまり使わないとのことで、夏の観光シーズンでも売上増加はあまり期待できなさそうである。原材料コストに関しては、落ち着きつつあるが、包材が上昇、人件費も上昇気味で、賞与の支給も厳しいとの声がある。(めん類製造業)
	繊維工業		売上及び販売価格は増加。要因は、受注数量の増加と確保によるもの。また加工賃アップの交渉ができたため、なんとか利益も確保できた。同業他社の倒産や廃業が増えている。非常に厳しい状況が続いている。(縫製業)
	木材・木製品		住宅需要の低迷が続く、先行きも不透明感が否めない。工場の稼働率も低下している。又、運賃高及び電気代高騰のコスト上昇も相まって苦しい状況が続いている。(一般製材業) 戸建住宅の需要は全体として低調。国産木材の価格は下げ、止まっているが反転の兆しは今のところ見えていない。外国産木材について円安の影響により一部値上がりが見られるが全体的には価格転嫁は出来ていないのではないかとと思われる。(木材・木製品製造業)
	印刷		官公需・民需共に低調。一部用紙に再値上げの動きがあるが価格転嫁は困難。付帯サービス・加工での高付加価値化や新分野開拓等での増収を模索している。(印刷業)
	窯業・土石製品		鉄鋼向けは、昨年比で減少した。建材関係は、昨年比で増加した。肥料関係は、昨年と若干減少となった。全体では、昨年比で減少した。(石灰製造業)
	鉄鋼・金属		鋼材需要は全般に荷動きが乏しく厳しい見通し。落雷の影響で電話線やコピー機の故障が発生。猛暑続きに加えコロナ感染も増えてきて夏風邪クラスターに要注意。自動車金型は全くと言うほど動きがない。人出不足であるが減収の状況で、昇給や賞与の対応に悩む日々。足利市内も中堅スーパーが相次いで閉店している。経済がよくなりそうな話題が全くない。(金属製品製造業)
	一般機器		売上高及び収益状況については企業ごとの差が大きい。仕入れ資材の高騰傾向も引き続き存在している。他の項目については前年同月同様との報告。現在、円安にストップがかかり円高に変わりつつあるが、これらの要因による仕入れ資材や諸経費等の影響が懸念されるところである。また賃金アップ等の対応など、今回も経営基盤の懸念ありとの報告がされている。(一般機械器具製造業)
非製造業	卸売業		業種・取扱商品によって流通量の増減に差がある。全体的に荷動きはあまり良くない。燃料価格は、高止まりが続いており、物価高騰と相まって、収益を圧迫している。輸入関連で円安の影響が大きく出ていて、コストが増加している。従業員の人員確保が難しい。(募集をかけても集まりにくい。)賃金アップについても対応していく中で原資の確保など課題も多い。(各種商品卸売業)
	小売業		光熱費・人件費も上がり、円安の影響で他国に買い負けている。輸入物も国産も牛・豚肉食肉全般が値上がりしており現在も最高値が続いている。まったく利益が出ない。(食肉小売業) 高温のため花材を在庫することが難しい。国産花材確保にも影響があり、輸入花材に頼るが、月中頃からこちらも高騰。前年より1.5倍。8月お盆花材の確保及び収益確保についても不安。(花・植木小売業)
	サービス業		7月も宿泊は比較的高稼働で推移したがコロナ前とは月ごとの傾向が違ってきているように感じる。宴会の売上は、コロナ宿泊療養施設後の原状復帰作業中により100%ダウン。飲食店では、コロナ前と売上トレンドの傾向が変わってきているように感じる。週末は戻ってきた感じがあるが、物価高による利用控えの影響が飲食店には出ているように感じる。(旅館・ホテル業)
	建設業		売上状況においては対前年同月比において堅著に推移しているものの、依然として材料費等の値上げにより収益は圧迫されている。また、人手不足の状況も依然として続いており今後の大きな課題となっている。(職別工事業)
	運輸業		食料品などの配送が猛暑と共に一か月続いている。自動車部品、建築資材、精密機器など順調に受注をいただき配車が困難になる日もあった。(貨物軽自動車運送業) 出張などで新幹線で帰ってくると宇都宮駅で大勢が降りる。東京まで十分、通勤圏であることから日帰りでの観光客の増加に繋がると感じる。餃子は元より魅力がある食べ物で場所を市役所観光課作成の宇都宮版るぶを活用しながら観光客のみならず宇都宮市民・栃木県民に配り微力ながらタクシーとしての役割を果たせればと思っている。売上の的には微増。(一般乗用旅客自動車運送業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

我が国では少子高齢化社会に伴う労働力人口の減少等の要因で人手不足が慢性化しており、地域経済を支える中小・小規模企業の経営に深刻な影響を与えています。

今回9月号の「よろず支援拠点コラム」では、国の政策方針と「小規模企業」の置かれている現状、今後の展望について言及していきます。

人手不足の中で地域小規模企業の存続について

栃木県よろず支援拠点 コーディネーター
中小企業診断士
半田マーケティングデザイン事務所 代表
半田 富男

1. 国の地域経済活性化に対する考え方

新型コロナウイルスによるパンデミック状態で、経済活動が停止していた情勢も徐々に落ち着きを取り戻しているが、一方で地域経済における人口減少の影響が浮き彫りになりつつある。大都市圏では生産年齢層が自地域にとどまり、他地域から流入してくることで経済力が高まっているが、地方は少子高齢化が顕著になり人口減少が続いている。

このような中、国も中小企業施策において地域での生産性を向上させるため、事業の統合や比較的規模の大きな中堅、中小企業を支援する施策に舵を切り始めている。

その具体的な動きとして、令和6年2月16日、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。法律案の趣旨には「中堅企業への集中支援等の措置」が謳われており、「産業競争力強化法の一部改正」の内容として、大企業に分類される事業者のうち、常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者除く）を「中堅企業者」と定義することが盛り込まれている。

次いで政府は3月13日、地域経済の発展に寄与する中堅企業の成長促進を目的とした、「中堅企業成長促進パッケージ」を作成し、従来の賃上げ促進税制や大規模成長投資補助金において、新たに中堅企業枠を設ける等の措置を講じることを明らかにした。これを受け、経済産業省は令和6年を「中堅企業元年」と位置付けており、飯田事務次官は5月に開催された講演会の中で、「中堅企業の発展こそが日本経済成長の鍵」であると公言されている。こうした流れを見ると、まさに国が本腰を入れて抜本改革に乗り出し、中堅企業への手厚い支援を通じて、地域の雇用拡大や大幅な賃上げを実現しようとする気迫がうかがえる。

2. 逆境に立たされる小規模企業

さて、中堅企業にスポットライトが向けられている一方で、いわゆる従業員が20人に満たない「小規模企業」は、昨今どのようなイメージを持たれているだろうか？

情報化が進むご時世、新聞記事以外にもネットニュースやSNSから生の声を多く収集できるようになったが、遺憾ながらマイナスな印象を持たれているような意見が散見される。「非効率な小規模企業」「賃金向上を阻害している」「成長意欲のない小規模企業」などと、ややもすると小規模企業不要論のような論調にも聞こえるような声が増えている気がしてならない。

しかし、人口減少傾向だからと言って目に見える部分の数値のみを追い、効率化を進めることで地域の経済は活性化するものかと、甚だ疑問に思う。

最近、特に人手不足により企業活動の停滞や存続が危ぶまれている事象を体験しているが、5月10日に雇用保険法の一部が改正された。以下はその改正法の概要である。

【改正雇用保険法の概要】

1. 雇用保険の適用拡大（令和10年10月1日施行）

現行法では雇用保険の適用対象は一定の条件を満たす労働者に限られていたが、改正により所定労働時間が10時間以上の労働者も適用対象となった。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実（一部は令和6年10月1日、令和7年10月1日施行）

労働者の学び直しを支援し、能力開発を促進する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保（一部は令和6年5月17日）

育児休業給付の安定的な運営を目指す。

4. 出生後休業支援給付の創設（令和7年4月1日）

出産後の休業をサポートするための新たな給付制度です。

5. 育児時短就業給付の創設（令和7年4月1日）

2歳までの育児時短勤務に対する給付金を導入する。

今度の改正は多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築や「人への投資」の強化を目的としているが、就業者の移動が容易になされ、生産性が低く賃金アップに苦慮している小規模企業から生産性が高く賃上げ幅も大きい大企業へと人の流れが加速してしまうような気がしてならない。

3. 小規模企業はこれからも地域経済を支え続ける

では、生産性が低いとみなされている小規模企業は、ゆくゆくは自然消滅してしまう運命にあるのか？私は、今後どれだけ経済環境が変化しようとも、小規模企業は必要な存在で在り続けると信じている。

言うまでもなく、日本の全企業数のうち中小企業の割合が99.7%（336.5万者）を占めその内84.5%（285.3万者）が小規模企業（小規模企業白書より）であり、地域経済を底辺で支えているのは小規模企業に他ならないのである。これまでも地域経済はやる気のある小規模企業が支えてきた。小回りが利いて柔軟性があるだけでなく、その地域の風土や特色を生かした事業の担い手でもある。こうした企業が多いことは豊かさの一つの尺度だと言えよう。大企業やチェーン店しかないような地域に魅力は乏しい。東京一極集中を是正し地方への移住を進めるために、行政が補助金等の優遇策を講じていくら移住を叫んでも、魅力的な働き口がなければ人はこないであろう。市場や規模、効率を追わなくとも持続可能な事業体を維持発展させることは小規模事業成立の要件である。同時に、効率ではなく従事する人を大切にする経営が地域経済に及ぼす効果は大きいと思われる。

冒頭で、国が中堅企業の支援策拡充へ乗り出していることについて触れたが、一方で中小・小規模企業に対しても、今年度の施策において価格転嫁対策や資金繰り、省力化投資支援等に万全を期すことを表明している。言い換えれば、国は変わらず小規模企業の役割に期待を抱いているのだ。令和7年には「大廃業時代」が到来すると懸念されているが、様々な困難を乗り越えることを祈りつつ、行き詰ったときは是非、よろず支援拠点の無料相談を積極的に活用されることを切に願う。

【 栃木県よろず支援拠点 】

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40

とちぎ産業創造プラザ（公財）栃木県産業振興センター内

TEL：028-670-2618 / FAX：028-670-2611

産学連携・組合連携により高齢者向けフレンチを開発

協同組合ニカホノサキ (秋田県)

当組合では高齢化率全国1位の秋田県において、食事制限を受けている高齢者にも「美味しいもの・からだが喜ぶもの」を提供しようと高齢者向けの食事開発プロジェクトを計画していた。しかし、①高齢者向けの食事開発に必要な専門的知識が不足、②試作を提供し、高齢者とのコミュニケーションを図る機会が不足、という2つの課題があったことから、秋田県中央会が「産学連携」「組合間連携」を通じてこれらの課題を解決し、プロジェクトの実現に向けて包括的な支援を行った。

中央会のコーディネートにより、産学連携・組合間連携が可能となったことでプロジェクトはスタートした。協同組合ニカホノサキはシェフ渡邊氏を中心にメニュー開発を担い、聖霊女子短期大学は教員が栄養バランスの助言や栄養価計算、学生がレシピやロゴデザインの考案を担った。企業組合ほっとは介護施設での提供機会や利用者からのヒアリング、高齢者向けの介護食の具体的な助言を担った。

開発会議で議論した意見をもとに試作品が次々と開発され、専門家による試食を通じて味付け、量目、硬軟などの観点からアドバイスが繰り返し行われた。

試作メニューは、企業組合ほっとの介護施設利用者に対し試食提供を3回行い、ヒアリング内容を商品開発・提供・改良に繋げることを繰り返し、魚を食べやすいように泡状にしてから蒸したテリーヌやとろみを付けて飲みやすくしたスープなど「高齢者向けフレンチ」全4品が完成した。

商品発表会は医療・介護事業者等の関係者を招待して、令和5年2月28日に秋田市内のホテルで開催した。

第1部では開発に至った経緯や過程をプロジェクトのそれぞれの立場から発表し、第2部の試食会ではシェフ渡邊氏が出席者に料理を1品ずつ解説しながら振舞い、高評価をいただいた。

「高齢者が安心して大切な家族と一緒に食べられる食事を開発する」という事業の取組みは、高齢者のQOLの向上などメッセージ性が高く、福祉・社会貢献の観点から多くの地元メディアからも取材を受けるなど高い評価を得ることができた。中央会がコーディネート役を務めたが、最大の原動力は組合の熱意と、協力者がこの事業の意義を十二分に理解していたことである。現在はレトルト加工を施した第2弾商品の開発に取り組んでおり、今後の発展にも期待される。



開発した高齢者フレンチ (フルコース)



商品発表会で医療・福祉関係者に説明する様子

(「令和5年度組合資料収集加工事業報告書」より転載)

住 所	秋田県にかほ市大竹字下後26番地		
設 立	令和3年7月	主な業種	飲食店、小売業、製造業他
組合員数	4人	出 資 金	400千円

★ Q&A ★ 公正取引委員会への届出について

Q

小売業を営む者で組合の地区内に支店があって、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上で、しかも資本金が5000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。あるとすれば公取委へ届出の必要があるか。

A

組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとさせているから、この場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5000万円を超えているので、公取委への届出が必要である。

ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額または出資の総額が絶対的要件ではなくその事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきで、当面その判断は組合自体が行うことになる。

なお、公取委への届出の様式・内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に定められている。

(全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載)

栃木県からのお知らせ

労働環境に関する課題・現状をお聞かせください！

栃木県では、より良い労働施策を実施するために、県内事業所の皆様へアンケートを実施しております。

貴社での労働環境に関する課題や現状について、是非お聞かせいただきますようお願いいたします。

アンケートは以下のQRコードから御回答いただくことができます。

紙での回答を御希望される場合は、下記のお問合せ先へ御連絡ください。

御回答いただいた事業所へは、御希望や回答内容に応じて県で実施している支援施策やセミナー等のイベントを御案内します。

〈お問合せ〉

栃木県 産業労働観光部 労働政策課

電話：028-623-3217

メール：rousei@pref.tochigi.lg.jp

〈QRコード〉



厚生労働省からのお知らせ

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体は1,000万円））を助成します。

【対象となる団体等】

次のうちいずれかであること。

○事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

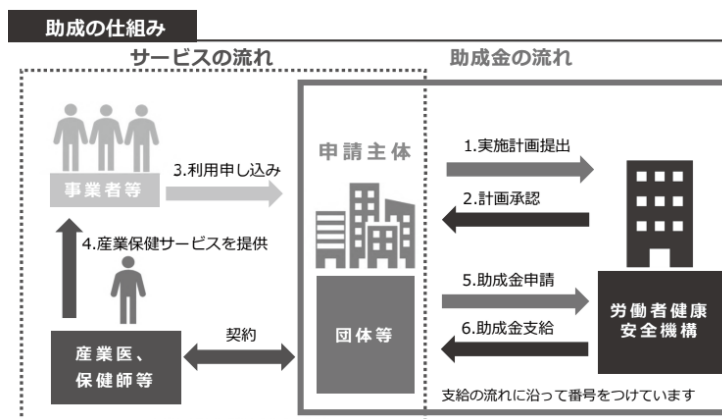
○労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

【交付申請締切】

令和6年12月27日（金）必着

※その他の要件や手続きの流れ等については、右側のお問合せ先またはURLよりご確認ください。



〈お問合せ〉

労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 TEL 0570-783046（ナビダイヤル）

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

※本件に関するご相談・ご質問は、チャットボットが便利です。



中央会からのお知らせ

Googleビジネスプロフィール活用セミナー 参加者募集中!

Googleで店舗や企業を検索すると地図データとともに真っ先に表示されるもの、これがGoogleビジネスプロフィールです。いま、広報戦略においてその重要性が注目されていますが、「知らないうちに勝手に表示されていた」「どう活用すればいいのかわからない」とお悩みの方も多いのではないのでしょうか。本会では、顧客に選ばれるためのPRの一環として、Googleビジネスプロフィールの活用方法を学ぶ講習会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。



【開催日程】	【基礎編】 令和6年9月27日(金) 午後2時～4時 【実践編】 令和6年12月13日(金) 午後2時～4時 *【基礎編】・【実践編】いずれかの参加も可能です。
【開催場所】	中央会 会議室 (ハイブリッド開催を予定) (宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階)
【講師】	【基礎編】 柿沼 穂乃香 氏 (ジャイロ総合コンサルティング株 講師) 【実践編】 雲丹亀 真穂 氏 (同上)
【講座内容】	・各SNSの特徴とGoogleビジネスを活用した新たな宣伝方法 ・Googleビジネスで自社ページを編集してみよう!
【受講料】	無料
【お問い合わせ】	栃木県中小企業団体中央会 事業管理部 (村上・曾田)



緊急時組合連携事業のご案内

本会では、組合や企業等の緊急時対応を支援するため、専門家を派遣します。大規模災害・伝染病に備え、BCPの策定や災害対応力の強化が叫ばれています。

地域間や業種間で連携しあらかじめ相互応援の仕組みを作っておくことは、事業継続力の強化に留まらず、信用力の向上にもつながるなど、組合員にとっても大きなメリットとなります。是非お気軽にご相談ください。

こんなお悩み事はありませんか？

- 組合の災害対応について、何から始めたらいいのかわからない。ハザードマップの見方を教えてほしい。
- 災害時の対応について、他県や他業種の事例を知りたい。
- 組合のBCP策定を考えているが、応援協定についても勉強したい。
- 以前に行政と緊急時の覚書や協定を取り交わしたが、内容の見直しをしたい。

お問い合わせ 栃木県中小企業団体中央会 事業管理部 (曾田・村上)

編集後記

近頃、「令和の米不足」という言葉を耳にするようになりましました。実際にスーパーに行っても米が売っていないのです。政府の介入、収穫量減少に加え、外国人観光客向け需要の増加といった要因が重なったのが原因とされています。この問題が過激であることを願うばかりです。

さて、今回は米にまつわるトリビアの一つ書いていきましょうか。熱いご飯よりも、冷やご飯の方が実は太りにくいということをご存じでしょうか？ご飯を冷ましたときに、「レジスタントスターチ」という成分が生まれるのですが、消化されずに大腸まで届いて、腸内をキレイにする働きがあるのです。最近では研究が進んだこともあって、健康食品などでも注目されているみたいです。運動はできないけど、食生活だけでも改善したいという方にはオススメです。(I.K)

新規採用職員の募集について

本会では、「正職員」の募集を行っております。

- 採用予定日 令和7年4月1日
- 受験資格 大卒(見込)29歳以下
(中途・第二新卒大歓迎)
- 募集期間 令和6年8月15日(木)～10月21日(月)まで
- 採用試験 一次試験：適正検査等 令和6年11月上旬予定
二次試験：面接 令和6年11月下旬予定

※募集要項、必要書類については本会HPをご確認ください。

【お問合せ】

栃木県中小企業団体中央会 総務部 職員採用係
TEL：028(635)2300